

## 独立行政法人航空大学校の見直し

令和2年9月18日

国土交通省

### 第1 基本的な考え方

独立行政法人航空大学校（以下「大学校」という。）は、航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者（以下「操縦士」という。）を養成することにより、安定的な航空輸送の確保を図ることを目的としている。

大学校の事業は、「交通政策審議会航空分科会基本政策部会／技術・安全部会乗員政策等検討合同小委員会とりまとめ」（平成26年7月）（以下「小委員会とりまとめ」という。）、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月）（以下「観光ビジョン」という。）等における操縦士の養成・確保に係る政府方針を実現するために遂行されており、特に平成30年度以降は入学定員を年間72名から108名に拡大させ、我が国における操縦士の供給能力の強化に大きく貢献している。

近年、拡大された首都圏を始めとする空港発着枠を最大限に活用し、特に国際線ネットワークの拡充を図ることでインバウンド需要の拡大に対応することが急務となり、交流人口の拡大による地方創生のため、地域における国内外の航空ネットワークの維持・充実を図る重要性も高まっている。また、アジアを中心とした世界的な航空需要の拡大により、国内外のLCCの参入が急増するなど事業環境が著しく変化しており、世界的な操縦士不足も発生している。

新型コロナウイルス感染症の拡大により国内外の航空ネットワークの維持に深刻な影響が生じているが、「観光ビジョン実現プログラム2020」（令和2年7月）でも引き続き「2030年6,000万人の目標は十分達成可能」とされており、中長期的に見て、航空需要の回復に伴い操縦士需給の逼迫が再燃する可能性が高い。操縦士が航空会社の機長として第一線で活躍するまでに約10年の訓練期間を要すること、現在主力となっている50代の操縦士の将来における一斉大量退職が見込まれていることを踏まえ、引き続き操縦士を安定的に供給することが極めて重要である。

大学校の業務及び組織については、国の政策を実現するための実施機関として法人の

政策実施機能の最大化を図るため、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図るとともに、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の見直しを行う。

## 第2 事務及び事業の見直し

### 1. 航空機操縦士養成事業

#### (1) 教育の質の向上

我が国航空会社の基幹的要員となる質の高い操縦士を安定的に輩出するため、現在の養成規模を維持するとともに、引き続き、学生への教育の質の向上、資質の高い学生の確保等を適正に実施する。

#### 【上記措置を講ずる理由】

現在、我が国航空会社操縦士の年齢構成は 50 歳前後に偏在しており、2030 年頃から操縦士の大量退職が発生することが見込まれ、特に LCC では、機長の約 4 分の 1 を占める 60 代がここ数年の間に退職を迎えることから、操縦士の将来的な不足が懸念されている。これに加え、「観光ビジョン」において、訪日外国人旅行者数の目標が「2020 年に 4000 万人、2030 年に 6000 万人」とされたことから、これらに対応した操縦士の養成・確保がますます重要となっており、大学校では、若手操縦士の養成を拡充するため、平成 30 年度以降、入学定員を年間 108 名に拡大し、着実な訓練の実施に取り組んでいる。

航空会社の機長として第一線で活躍するには約 10 年の訓練期間を要することから、中長期的な視点により操縦士を安定的に供給することが極めて重要である。

大学校においては、近年、低下している学生の資格取得率を改善するため、追加教育訓練の仕組みの見直し等を行っており、今後も効果的な教育訓練体制のあり方を追求し、質の高い操縦士を安定的に輩出することが最重要課題と位置づけられる。

#### (2) 航空安全に係る教育等の充実

これまでの安全対策の見直しによる効果や課題を総括した上で安全管理に係

る体制の不断の見直しを行う等により、安全管理体制の強化に向けた取組を定着させ、引き続き、安全運航の確保を図る。

**【上記措置を講ずる理由】**

安全運航は、操縦士にとって最重要の課題であるが、第4期中期目標期間においては、平成28年8月に仙台分校において胴体着陸による航空事故が発生しており、運輸安全委員会の事故報告書を踏まえて、再発防止のため、安全教育を徹底し、航空事故・重大インシデントの未然防止に取り組んできた。

大学校においては、引き続き、理事長のリーダーシップの下、安全管理体制の強化に向けた取組を定着させ、安全運航の確保を図っていく必要がある。

**(3) 私立大学等の民間養成機関への技術支援及び裾野拡大**

大学校の教育の質の向上を図るにあたり得られた知見や教育・訓練内容の提供等、民間操縦士養成機関における学生等の技量レベルの向上等に資する技術支援をより積極的に実施する。

また、将来を担う操縦士の確保に向けて、引き続き、航空思想の普及・啓発のための取組を実施する。

**【上記措置を講ずる理由】**

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、「私立大学等への技術支援等の取組により、民間におけるパイロット養成の規模拡大及び能力の向上を図ること」が示されており、近年、養成人数を拡大している私立大学等の民間養成機関に対して、更なる積極的な技術支援を行い、この流れを後押ししていく必要がある。

さらに、将来的なパイロット人材の確保の観点から、裾野拡大の取組も引き続き行っていく必要がある。

**第3 組織の見直し**

**(1) 組織形態の見直し**

引き続き操縦士の安定的な供給源として中心的な役割を果たすとともに、我

が国全体の操縦士養成能力の拡充に寄与するため、現在の組織形態を維持する。

## (2) 組織体制の整備

質の高い操縦士を安定的に輩出するため、学生への教育内容や教育技法を充実させ、高いレベルの教育を提供するとともに、そうした教育現場の環境を適切にサポートする観点から、本校及び分校の業務を見直し、組織のパフォーマンスを最大限に発揮するため、必要な組織体制の整備を図りつつ、人材の確保・育成、技術の継承を図る。

## (3) 支部事業所等の見直し

大学校における操縦士養成事業においては、訓練空域が設定されたエリアが限られていることや、それぞれのフライト課程で使用する機材や訓練内容が異なることから、引き続き、分校の施設及び周辺の空域を最大限活用していくことが操縦士養成事業に必要不可欠であるため、宮崎・帯広・仙台の3校で操縦士養成を実施する。

## 第4 その他（業務全般に関する見直し）

上記第2及び第3に加え、以下の取組を行う。

### 1. 業務運営体制の整備

#### (1) 管理運営の効率化

これまで、業務の見直しを実施し、効率的な業務運営体制を整備してきたところであるが、引き続き、効率的な運営体制の確保、管理業務の簡素化等に努めていく。

#### (2) 内部統制の向上

大学校は、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」（平成27年4月1日施行）に基づき、内部統制の推進体制を整備するとともに、理事長及び分校長を含めた会議を定例的に開催し、大学校全体の業務執行及び組織管理・運営

等について実態を把握し、継続的な分析、必要な見直しを行っており、引き続き、理事長のリーダーシップのもと、内部統制の充実・強化を図る。また、監事監査及び内部監査を適切に行っていくことにより、監査機能の実効性の向上に努める。

### (3) 情報セキュリティ対策

「サイバーセキュリティ戦略（平成27年9月4日閣議決定）」等の政府の方針を踏まえ、引き続き、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、保有個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進する。

## 2. 財務内容の改善

### (1) 保有資産の見直し

引き続き、保有資産の必要性について不断の見直しを行う。

### (2) 自己収入の増大

第4中期目標期間においては、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月閣議決定）、小委員会とりまとめ、平成30年度以降の学生数の増加を踏まえつつ、適正な受益者負担の水準を確保するため、平成30年度に学生の授業料及び航空会社の負担の引き上げを行った。

令和3年度以降については、航空運送事業に多大な影響を及ぼす新型コロナウイルス感染症の脅威が続く現下の状況に鑑み、当面は現在の負担水準を維持するものの、引き続き、民間養成機関の状況を勘案したうえで、検討を継続する。また、訓練の受託等の自己収入の拡大に向けて、必要な取組を実施する。

### (3) 調達合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、法人内の推進体制を整備し、契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策

定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行う。

また、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。

#### (4) 給与水準の適正化

給与水準については、政府における独立行政法人に係る報酬・給与等の見直しの取組みを踏まえ、国家公務員等の給与水準等との比較を行いつつ、事務・事業の特性を踏まえて適正な給与水準となるよう厳しく検証した上で、その検証結果及び取組状況を公表する。

#### (5) 中期計画予算の作成

引き続き、運営費交付金を充当して行う事業について、中期計画の予算を適切に作成し、予算の適切な執行を図る。

上記1 (1)～2 (5)のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施する。